

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---|
| 21 | うるま市 障害者自立支援給付費事業等(障害福祉サービス)の実施に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、障害者自立支援給付費事業等(障害福祉サービス)の実施に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県うるま市長

公表日

令和4年8月8日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|-------------------------------------|--|
| ①事務の名称 | 障害者自立支援給付事業(障害福祉サービス(補装具含む))等の実施に関する事務 |
| ②事務の概要 | うるま市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付事業(障害福祉サービス※)を実施しています。 ①障害福祉サービスの申請受付・審査・決定・通知書及び受給者証等の発行 ②障害福祉サービスに係る障害支援区分の認定 ③障害福祉サービス給付費の国、県への交付申請 ④障害福祉サービス費の国保連合会請求、支払情報確認 ⑤高額障害福祉サービス費の支給 ⑥計画相談に関する業務及び計画相談支援費の支給 ※ここでいう「障害福祉サービス」には「補装具」も含まれます。 |
| ③システムの名称 | 1. 総合福祉WEL+ 2. 番号連携サーバー 3. 中間サーバー 4. 伝送通信ソフト |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| (1)障害者総合支援情報ファイル (2)計画相談支援情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 第9条第1項 別表第一 84項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の20の項、26の項、53の項、57の項、87の項、108の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第14条、第19条、第27条、第31条、第44条、第55条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の108の項、109の項、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 福祉部障がい福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 障がい福祉課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | うるま市役所総務部総務課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL:098-973-0606 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | うるま市役所福祉部障がい福祉課 沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号 TEL:098-973-5452 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和4年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和4年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|------------------------------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---------------|---|--|------|---|
| 平成29年2月1日 | I 1. ②事務の概要 | うるま市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付事業(障害福祉サービス※)を実施しています。 ①障害福祉サービスの申請受付・審査・決定・通知書及び受給者証等の発行 ②障害福祉サービスに係る障害支援区分の認定 ③障害福祉サービス給付費の国、県への交付申請 ④障害福祉サービス費の国保連合会請求情報確認 ⑤高額障害福祉サービス費の支給 ⑥計画相談に関する業務及び計画相談支援費の支給 ※ここでいう「障害福祉サービス」には「補装具」も含まれます。 | うるま市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付事業(障害福祉サービス※)を実施しています。 ①障害福祉サービスの申請受付・審査・決定・通知書及び受給者証等の発行 ②障害福祉サービスに係る障害支援区分の認定 ③障害福祉サービス給付費の国、県への交付申請 ④障害福祉サービス費の国保連合会請求、支払情報確認 ⑤高額障害福祉サービス費の支給 ⑥計画相談に関する業務及び計画相談支援費の支給 ※ここでいう「障害福祉サービス」には「補装具」も含まれます。 | 事後 | 字句の訂正による変更 |
| 平成29年2月1日 | I 1. ③システムの名称 | 1. 既存障害者総合支援システム 2. 既存計画相談支援システム 3. 番号連携サーバ 4. 中間サーバ | 1. 既存障害者総合支援システム 2. 既存計画相談支援システム 3. 番号連携サーバ 4. 中間サーバ 5. 伝送通信ソフト | 事前 | 伝送通信ソフトの追加による変更 |
| 平成29年2月1日 | 14. ②法令上の根拠 | (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の15の項、26の項、56の2の項、57の項、87の項、116の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の108の項、109の項、110の項 | (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の8の項、11の項、16の項、20の項、26の項、53の項、56の2の項、57の項、87の項、108の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の108の項、109の項、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第55条、第55条の2 | 事前 | 字句訂正、施行日が確定した主務省令の追記 |
| 平成29年2月1日 | II 1. 対象人数 | 平成27年3月31日時点 | 平成29年2月1日時点 | 事後 | 評価の再実施 |
| 平成29年2月1日 | II 2. 取扱者数 | 平成27年3月31日時点 | 平成29年2月1日時点 | 事後 | 評価の再実施 |
| 平成31年4月1日 | I 1. ③システムの名称 | 1. 既存障害者総合支援システム 2. 既存計画相談支援システム 3. 番号連携サーバ 4. 中間サーバ 5. 伝送通信ソフト | 1. PLANETS障害者総合支援 2. 番号連携サーバ 3. 中間サーバ 4. 伝送通信ソフト | 事後 | 字句の訂正及びシステム名称を正式名に変更 |
| 平成31年4月1日 | 14. ②法令上の根拠 | (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の8の項、11の項、16の項、20の項、26の項、53の項、56の2の項、57の項、87の項、108の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の108の項、109の項、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第55条、第55条の2 | (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の20の項、26の項、53の項、57の項、87の項、108の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第14条、第19条、第27条、第31条、第44条、第55条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の108の項、109の項、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3 | 事後 | 特定個人情報取り扱い事務を法律ごとの評価書記載とした。また主務省令の記載漏れを追記 |
| 平成31年4月1日 | II 1. 対象人数 | 平成29年2月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | 評価の再実施 |
| 平成31年4月1日 | II 2. 取扱者数 | 平成29年2月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | 評価の再実施 |
| 平成31年4月1日 | I 5. ②所属長 | 障がい福祉課長 神谷 幸彦 | 障がい福祉課長 上江洲 晶子 | 事後 | 人事異動に伴う所属長の変更 |
| 平成31年4月1日 | IV リスク対策 | 無し | 新設「IV リスク対策」の追加記載 | 事後 | 様式変更に伴う変更 |
| 令和2年6月18日 | II 1. 対象人数 | 平成31年4月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | 評価の再実施 |
| 令和2年6月18日 | II 2. 取扱者数 | 平成31年4月1日時点 | 令和2年4月1日時点 | 事後 | 評価の再実施 |
| 令和2年11月1日 | I 1. ③システムの名称 | 1. PLANETS障害者総合支援 | 1. 総合福祉WEL+ | 事後 | 総合福祉システム入れ替えに伴うシステム名称の変更 |
| 令和3年4月1日 | II 1. 対象人数 | 令和2年4月1日時点 | 令和3年4月1日時点 | 事後 | 評価の再実施 |
| 令和3年4月1日 | II 2. 取扱者数 | 令和2年4月1日時点 | 令和3年4月1日時点 | 事後 | 評価の再実施 |
| 令和4年8月8日 | II 1. 対象人数 | 令和3年4月1日時点 | 令和4年4月1日時点 | 事後 | 評価の再実施 |
| 令和4年8月8日 | II 2. 取扱者数 | 令和3年4月1日時点 | 令和4年4月1日時点 | 事後 | 評価の再実施 |
| 令和4年8月8日 | I 5. ②所属長 | 障がい福祉課長 上江洲 晶子 | 障がい福祉課長 | 事後 | 人事異動に伴う所属長の変更 |